

秋田県告示第196号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2号から第4号までの規定は、平成30年3月27日から施行する。

建築士法第15条第3号の規定により、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成20年秋田県告示第508号。以下「平成20年告示」という。）は、廃止する。

平成30年3月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）をした後、（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号（以下「第743号告示」という。）の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第743号告示の第1に規定する科目	0年
	第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	平成20年国土交通省告示第744号（以下「第744号告示」という。）の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が（ろ）欄に掲げる年数以上で、（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2年	第743号告示の第1に規定する科目	0年
		第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年	
学校教育法による中学校又は義務教育学校	1年	第744号告示の第1に規定する科目	3年
	2年	第744号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	第744号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中	5年

		「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	
--	--	--------------------------------	--

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(い) 欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ) 欄に掲げる年数以上で、(は) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	第743号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	第744号告示の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	第744号告示の第1に規定する科目	3年
	2年	第744号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	第744号告示の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 この告示による廃止前の平成20年告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に平成20年告示による廃止前の建築士法第15条第3号の規定により、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（昭和52年秋田県告示第325号。以下「昭和52年告示」という。）第1号から第9号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める年数以上有することとなるもの

6 施行日前から引き続き昭和52年告示第1号から第9号までに掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者